



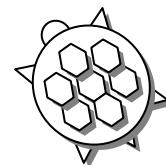
新緑の美しい季節になりましたが、いかがお過ごしでしょうか！

亀のように歩みは遅くとも、『お金力』をしっかりと・確実に身に付けていただく【亀さん通信】第 115 号発信！

地震保険は役に立たない？

地震保険。昭和 41 年に誕生して以来、この保険が大きな注目を集めることはありませんでした。阪神淡路大震災の時さえ、支払われた保険金は 783 億円でしたから。しかし、先の東日本大震災では、**1 兆 2 千億円を超える支払い**となり一躍脚光を浴びました。その地震保険が**今年の 7 月に改定**されます。今回は、本業である保険の話！

まずは地震保険をおさらいしましょう。通常の火災保険では、**地震・噴火・津波による損害は補償されません**。地震等による火災によって生じた損害だけではなく、発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害も補償されません。これらの損害に備えるためには、**地震保険への加入が必要**です。対象となるのは、**居住用の建物と家財**であり、店舗や事務所のみに使用されている建物などは対象外。また、地震保険は単独では加入できず、**火災保険にセットして申し込み**ます。地震保険の保険金額は、**火災保険の保険金額の 30~50%に相当する範囲内で設定**します。では、今回改定の内容を見ていきましょう！



■保険料が変わります！

【地震保険金額 1,000 万円あたりの年間保険料】（保険期間 1 年/割引適用なし）

都道府県	鉄筋コンクリート造・鉄骨造			木造		
	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額
岐阜県	6,500 円	8,400 円	+1,900 円	12,700 円	16,500 円	+3,800 円
愛知県	16,900 円	20,200 円	+3,300 円	30,600 円	32,600 円	+2,000 円

■保険料の割引率が拡大されます！

	免震建築物割引 耐震等級割引（等級 3）	耐震等級割引（等級 2）	耐震等級割引（等級 1） 建築年割引（※）
改定前	▲30%	▲20%	▲10%
改定後	▲50%	▲30%	▲10%

（※）昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築された建物に適用

ご覧の通り、この地域では**保険料が上がる**ということ。ですが、割引率が拡大された建物は、逆に保険料が下がることもあります。それにしても、愛知県の保険料は高いなあ。まあ、東海地震が心配されていますので仕方ないでしょう。ここでポイントです。地震保険に現在加入中の方、あるいは加入を検討している方は、**改定後の保険料の方が高くなるのなら改定前に手を打ちましょう**。加入中であるならば、7 月までに現在の契約を一旦解約し、同日付で 5 年契約などの**長期契約に切り替えるとお得**。改定前の安い保険料でしばらくの間は補償されますから。なお、当社でご契約のお客様には別途ご案内します。地震保険は万能ではありませんが、万一の時には頼りになります。役に立つと考えるのか？立たないと考えるのか？それはあなた次第です！

今年もツバメが来てくれました！ やっぱり私はツイてる！（笑）

（株）亀山保険事務所 亀山裕弘（ミヒロ） 1 級ファイナンシャル・プランニング 技能士 0575-28-2768 info@kameyama-hoken.com